

第3回 西宮市DV対策基本計画分科会

(平成23年度第2回) 会議録

平成23年10月19日(水)

午前9時30分～12時00分

於 ウェーブ411学習室

1 出席者

(委員)

高田、宮内、神谷、井上、今木、三谷、松田、安東

(アドバイザー)

女性のための相談室相談員 三谷

(事務局)

子ども部長 多田、 児童・母子支援グループ長 西岡、 同係長 神崎

文化まちづくり部長 部谷、男女共同参画推進課長 高橋、男女共同参画センター長 藪内

2 会議次第

1. 事務局説明

・今後の策定スケジュールについて

2. 議 題

(1) 西宮市DV対策基本計画(案)の検討について

議題1 西宮市DV対策基本計画(案)の検討について

事務局 【 説 明 】

会長

本日は、施策の方向と具体的な施策を中心に議論いただきたいと思います。

委員

第1章の「5.基本目標と重点施策」について、西宮市としては、配偶者暴力相談支援センター機能を整備すると考えているようですが、ぜひここは「配偶者暴力相談支援センターの設置」と表記してください。配偶者暴力相談支援センターの設置自体が啓発につながると思います。

事務局

表現については庁内で検討いたします。「DV防止法」にあわせたかたちで表現いたします。

委員

同じ箇所について、自立支援の具体的な施策として、配偶者暴力相談支援センター機能が挙げられていますが、施策コード311の相談窓口や手続きのワンストップ化は、相談窓口の周知、整備という項目に入れるのが適当だと思います。また、生活保護について書かれていませんので明記してください。

事務局

ワンストップ化については、自立支援に向けた手続きをワンストップでできるようにということと自立支援に入れていきます。

生活保護については、第3章の「自立支援」の生活支援の現状と課題に載せていましたが、自立支援として生活保護の適用という文言が入ることはふさわしくないという意見があったため、生活保護という文言は削除し、生活保護にたどり着くような文言に変更しました。ただ、ご意見によっては生活保護についての記述を復活させることも検討いたします。

委員

生活保護は国で保障された制度ですので、計画に入れた方がよいと思います。

事務局

ご意見承知しました。事務局にて検討いたします。

委員

ワンストップサービスなど、専門用語が多いため用語集を付けてください。

欄外説明に「註」という難しい漢字を使う必要はあるのでしょうか。

第 1 章の計画策定の趣旨の 4 行目、「エスカレートし、被害が深刻化しやすい特性があります」という表現に違和感を覚えます。

年号表記が 2011（平成 23）年となっていますが、2011 年（平成 23 年）とするのが普通ではないでしょうか。

委員

「註」に関しては、の方がよいと思います。

事務局

文言については事務局で検討いたします。

ワンストップ化という言葉については、場所を指すのか、手続きを指すのか、何ををもってワンストップ化というのか定義がはっきりしていない状況です。ワンストップ化という表現を削除することもあり得ると考えています。

事務局

現在、児童・母子支援グループでは、DV 被害者の諸手続きに婦人相談員が同行するなどして負担軽減に務めています。それがワンストップ化にあてはまるといえるか分かりませんが、現在はそのような対応をしています。今後についても、同様の対応をしていきたいと考えています。

委員

DV 被害者が動くのではなく、職員が DV 被害者のいる窓口に来て 1 カ所で手続きが済めばいいと思うのですが、それについてはどのようにお考えですか。

事務局

1 カ所で手続きができるのが望ましいと思います。特定の場所でしか見ることのできないデータ等ある場合もありますが、極力、担当課が DV 被害者のもとへ足を運ぶかたちで対応できるよう、庁内で調整したいと思います。

委員

ワンストップ化という言葉はぜひ残していただきたいと思います。ワンストップ化、共通相談シートなどに対する先進的な取り組みをしている自治体の事例を見ながら、西宮ではどのようなかたちでできるか取り組みを考えていくべきだと思います。

事務局

事務局としては、何回も同じことを説明しなくてもいいという意味でのワンストップ化という業務的な面にとらえており、職員が同行して手続きをすることもワンストップ化だと考えていました。ワンストップ化が、1 カ所で手続きが済むという物理的なことを指すのであれば文言を変える必要があると思いますので、検討いたします。

会長

「DV 防止法」にあるワンストップ化は、1 カ所で手続きが済む物理的なワンストップ化を指しています。同行するというものではありません。国や県と同様の使い方をした方がいいと思います。

第 3 章の「自立支援」の、ワンストップ化の具体的施策である DV 被害者支援共通相談シートについて説明願います。

事務局

DV 被害者支援共通相談シートは、カルテやチェックシートのようなもので、DV 被害者に必要な支援をもれなく提供することと、経過をはっきりさせる目的で作成するものです。DV

被害者がシートを持って窓口を回るということを想定していましたが、物理的なワンストップ化であるならば配偶者暴力相談支援センターで記録を保管することができますので、シートの作成は必要ないという意見が正副会長会で出ています。

委員

DV 被害者支援共通相談シートは、相談の経緯を記録しておくために必要だと思います。DV 被害者支援共通相談シートを証明書代わりにも使っている市もあります。被害者にとっては手続きの負担軽減にもなりますし、役所としても支援の提供がスムーズにできる、状況が分かりやすいということで作成する意味はあると思います。

事務局

DV 被害者支援共通相談シートの活用方法については、まだ明確にイメージできていませんが、手続き済みの項目をはっきりさせ、DV 被害者が同じことを何回も話さなくても済むといった DV 被害者の負担軽減になるものと解釈しています。

委員

まずは庁内で配偶者暴力相談支援センターや、DV 被害者支援共通相談シートの活用方法について議論する必要があると思います。

委員

DV 被害者の情報や手続き済みの項目をシートにまとめたものを配偶者暴力相談支援センター機能のあるところに保管するのだと理解していたのですが。

委員

私は、DV 被害者支援共通相談シートというのは被害者本人が持つものだと理解していました。

会長

共通認識がなかったということがはっきりしました。議論が必要です。

事務局

ワンストップ化というのは事務的なことを指すと解釈していましたので、保管方法について議論しなくてはならないと思っていました。1カ所で手続きができるという物理的な意味のワンストップ化であれば、配偶者暴力相談支援センター機能のあるところで保管することになると思います。

事務局

現在も、相談者の情報を記したケースシートは1カ所で保管しています。

委員

配偶者暴力相談支援センター機能は母子相談に設置されることになるとは思います。場所を特定されないようにする必要があると思います。

事務局

配偶者暴力相談支援センターの設置場所については非公開とすることを予定しています。

会長

DV 被害者支援共通相談シートは、1カ所で保管するのがいいと思います。ただ、神戸市など範囲が広くて職員が窓口に出向くことができない自治体では、本人が相談シートを所持する形態をとる方向で話が進んでいるようです。

事務局

西宮市としては、DV 被害者の負担軽減を図るために DV 被害者支援共通相談シート作成を検討するという表現にいたします。

委員

同じく第3章の「自立支援」についてですが、「2 施策の方向と具体的な施策」のところで、フローチャートの作成の検討とありますが、すでにフローチャートはありますので、検討という言葉は削除してください。

また、「1 現状と課題」の下から2行目、「他市から転入してきた DV 被害者に対しても同様の支援を行っていきます」とありますが、「事情があって転入手続きは取れないが、居所の

ある人に対して同様の支援を行っています」のほうが良いと思います。

委員

行政から引き継ぎがあった方を支援するという意味でしょうか。

事務局

住民票を他市に置いたまま西宮市で居住されている方についても市民と同様に生活支援や同行等の支援を行っているという意味です。転入という文言は削除いたします。

委員

第1章の、計画の評価について、DV防止に関する講演会等に参加した職員の割合が5年後で20パーセントとなっていますが、あまりにも少ないと思います。5年後にはせめて半数の方にDVに対する認識を持っていただきたいと思います。

事務局

これは各年度に20パーセントという主旨で、5年で全職員が講演会に参加することです。誤解のないように表現を改めます。

委員

全職員というのは嘱託職員も含んでいるのでしょうか。

事務局

嘱託職員も含んだ全職員を対象としています。

委員

また、デートDV防止講座の出前講座が年8回実施となっていますが、西宮市内の全中学校、高校で実施していただきたいと思います。

事務局

5年で西宮市立の中学校・高校23校を対象に講座を行う予定です。在学中に1度はDV講座を受講できるように計画しています。教育委員会の協力を得て進めていきます。

委員

学校で講座を実施するのであれば、「市内全中学校、高校で実施」という言葉を入れた方がいいと思います。

また、(註)の「二次的被害」で、「被害者が保護、捜査、裁判の過程において」という言葉がありますが、表現を変更してください。

委員

DV 防止に対する講座は繰り返し実施して意識付けする必要があると思います。こうした講座は講師がするのではなく、教育現場に常にいる教師がすべきだと思います。そもそも学校では男女についての教育がなされていません。後追いで対策するのではなく、子どものうちから教育していくべきだと思います。

会長

教育関係者への啓発教育が必要だということですが、第 3 章の「3 DV 予防教育に向けた教職員への啓発」の具体的な施策は、DV 防止のための教職員に向けた教育研修という表現にしてはどうでしょうか。

委員

同じ箇所について具体的な施策の表中に「DV 防止」と「DV 予防」という言葉がありますが、どのように使い分けているのですか。

事務局

予防は教育であり、防止は現在起こっていることに対してすることとして啓発としています。文言についてアドバイスをいただきたいと思います。

事務局

正副会長会で、西宮市の特色を出してはどうかという提案がありました。西宮市としては、デート DV 対策に力を入れていくということ、市民意識調査の結果から、DV 被害者が全国的にみて少ないため、啓発に力を入れていく方向で考えています。

委員

第3章の「1 緊急時の安全確保と一時保護までの支援」について、「外国人市民の一時保護や入所時における安全確保について、十分配慮する必要があります」とありますが、配慮が必要としているので、具体的にその内容を書いてください。

本文に「他市」とありますが、市とは限りませんので「他市町」とした方がいいと思います。

委員

同じ箇所について「連携を図っていますが、外国人市民」となっていますが、「が」でつなぐのは文としておかしいと思います。

会長

表現については事務局で検討ください。

委員

第3章の「1 相談窓口の充実」の本文中で、市のDV電話相談がうまく機能していなかったとありますが、一方で、日本語の不自由な外国籍の方の相談窓口がほとんどないという現状もあります。外国籍、高齢者、障害者への配慮が必要だということを本文中のどこかに入れてください。外国籍の方への支援についても、避難の際はもちろん、避難後もフォローするという文言を入れてください。

また、西宮の特長として、フェミニストカウンセラーによる相談やDV被害者の自助グループの活動も挙げられると思います。事業コードにも自助グループへの支援を加えた方がいいと思います。

事務局

承知しました。

委員

「関係機関との連携強化」という言葉が随所に出てきますが、庁内での連携強化だけではなく、県や他市町、医師会との連携強化も含め、「関係機関との連携」の項目立てして記述した方がいいと思います。支援者研修や支援者の養成についても取りあげてください。

事務局

あらゆるところで連携強化が必要なため各施策に載せていますが、県、他市町、関係機関との連携について一つにまとめて書くこととします。支援担当者連絡会については、実務レベルでの担当者会にすべく改編していくことも考えています。

また、支援者団体の研修については、この計画は被害者支援を目的とした計画ですので、支援者研修、養成にまで踏み込むことは考えていませんでした。一度、検討いたします。

委員

この計画は市のマニュアルのような印象を受けます。DV 防止を市民や地域に訴えかける計画にした方がいいと思いますので、職員研修の際に民生児童委員や地域包括支援センターにも声をかけるなどして、市全体の意識の向上を考えた方がいいと思います。

会長

基本目標に「職員の資質向上と苦情処理」とありますが、「支援者の資質向上」とした方がいいと思います。また、苦情処理という文言は、苦情があることを前提とした書き方なので、削除した方がいいと思います。

事務局

承知いたしました。

委員

第3章の体系表にある「DV 予防のための教育」と「DV 予防教育」とは同じ意味でしょうか、表現が変わっているのはなぜでしょうか。

会長

文言については事務局で検討願います。

委員

第1章、基本的な考え方の構成について、先に現状を示し、そのあとに基本計画という順番がよいと思います。

委員

現状が長々と書かれていると読むのに疲れてしまいますので、目玉を先に持ってきて、そのあとに現状を説明した方がよいと思います。

事務局

計画策定によって予防したいという考えで計画をつくっていますので、基本計画を前に持って来ています。

会長

構成や表題については事務局で検討願います。

委員

グラフでN=897などとありますが、Nの説明を入れたほうがよいと思います。

第3章の「2 警察と連携した被害者の支援」の3行目、「西宮・甲子園両警察署」とありますが、「西宮警察署、甲子園警察署」という書き方が正式な書き方だと思います。

また、第3章の「3 被害者に係る情報の保護」の、図表のなかに「ストーカー」という言葉が出てきますが、なぜここにストーカーという言葉が出ているのでしょうか。

正副部長会ででた意見のなかに、「具体的な施策の内容が分かりにくい」とありますが、私も具体的ではないと思います。

事務局

個々の事業の一つ手前のかみ砕いたものという意味で具体的という言葉を使っています。「具体的な」という言葉に代わる、そのニュアンスを感じられる文言があればご提案ください。

委員

「DV防止法」、「配偶者暴力防止法」と2つの書き方がされていますが、「DV防止法」に統一した方がよいと思います。

「DV対策基本計画の策定が市町の努力義務となっている」とありますが、併せて、配偶者暴力相談支援センターの設置も努力義務になっていることを入れた方がよいと思います。

第2章の一時保護等の状況について、「西宮市では緊急時保護が必要な場合には、二次被害の危険性が高いものについて一時保護を依頼しています」となっていますが、二次被害の危険性が高いという意味が分かりません。

第3章の「2 警察と連携した被害者の支援」の本文の中に、「双方の支援内容を周知する必要があります」とありますが、何を指しているのか分かりません。

婦人相談員の研修内容など、非常に詳細に書かれているところがありますが、ここまで詳しく書かなくてもよいと思います。

第3章の「2 保健・医療関係者による早期発見・通報」で、医療機関から婦人相談に来る件数と医療機関から女性のための相談に来る件数が別々の表になっていますが、一つの表にまとめた方がいいと思います。

第3章の「3 福祉関係者および市民による早期発見・通報」の表は、縦横の項目がほかの表と違っていますので、ほかと統一した方がいいと思います。

会長

文言については事務局で検討願います。表がたくさんあると施策が見えにくくなるという意見もありましたので、そのあたりも考慮願います。

委員

第3章の「6 子どもへの支援」について、特別就学、区域外就学について書かれていますが、この情報は載せる必要はないと思います。

事務局

検討いたします。

委員

同じ箇所、本文中に「子どもがDV被害を目撃することは児童虐待にあたります」とありますが、DV被害ではなくDV行為という表現が適切ではないですか。

事務局

表現を検討いたします。

委員

この「6 子どもへの支援」についてですが、就学前と就学後とでは状況が大きく違うと思いますので、2つに分けていただきたいと思います。

会長

「児童福祉法」では、子どもは18歳未満と定義されていますので、もし分けるとするならば、施策のなかで就学前、就学後と分けてはどうでしょうか。

委員

施策コード361は、学校が関係するものと、保育所が関係するものが混在しています。学校と保育所では担当課が違いますから、その施策を一つにまとめると混乱するのではないのでしょうか。

会長

施策コード361は、「子どもの発育、就学に関する支援」という表現になっていますが、発育という言葉は適切とは思えません。「子どもへのケア」といった表現の方がいいのではないのでしょうか。

事務局

DV被害者が同伴する18歳未満の子どもに対する就学、生活、心身の支援を一つにまとめていますが、就学前後で分けることも可能です。361の施策コードを2つに分けるということで対応いたします。

会長

子どもに対する施策のうち、教員の認識や対応の推進、保育士について、早期発見通報についての3点は、ほかの項目と重複していますので削除してください。

事務局

DV被害者が同伴した子どもが住民票を移動せずにいる場合、学校の対応が配慮を要すると

ということ、子どもの精神状態が困難な状況にある場合は現場でのケアが必要だということからこの項目を立ち上げていますので、そのあたりが分かるような項立てにしたいと思います。

委員

進捗状況をチェックする際、具体的な施策で見えていくのであれば、就学前後で分けなくてもよいと思います。

事務局

就学前後の施策が混在している部分は整理が必要だとは思いますが、就学前後で子どもへの支援内容が変わるということはありません。

施策 361 の「子どもの発育、就学に関する支援」の「発育」という表現は外します。

会長

子どもに関する情報管理の徹底というのは、学校、保育所が DV 被害者の子どもであるという情報を管理するということですか。

事務局

そうです。

委員

子どもの心身のケアという言葉を入れてください。

会長

「子どもの発育」は、「子どもの発育発達」とするとよいと思います。

委員

第 3 章の「5 住宅の支援」本文中の、ステップハウスについて、現在の稼働率を載せてはどうですか。「市営住宅の目的外使用の検討」とありますが、市営住宅がステップハウスとして使われていることはなるべくふせた方がいいと思います。

委員

市営住宅という言葉を書かず、ステップハウスの拡充、充実といった言葉にしてはどうでし

ようか。

委員

応募資格に「単身世帯の年齢制限を問わない」とありますが、文章がおかしいので修正願います。

委員

市営住居のDV 被害者優先枠について明記してください。

事務局

DV 被害者に対する優先枠はありません。市営住宅申込み要件には、住宅に困窮していることという要件がありますが、それにDV 被害者の方も該当するということです。

会長

もしDV 被害者に対する優先枠がないのであれば、優先枠を検討するという文言を載せてはどうでしょうか。

事務局

優先枠を設けて募集すると、DV 被害者の方が入居したことが分かってしまう可能性もありますので注意が必要です。

事務局

DV 被害者として市営住宅に当選し、入居した件数は20 年が1 件、21 年が1 件、22 年が0 件です。母子、父子優先枠を申込み理由として市営住宅の抽選に申し込んだ数が、22 年度が100 件、そのうち当選した件数は22 年で13 件となっています。DV 被害を理由として市営住宅に抽選を経ずに一時入居した、いわゆるステップハウスの件数はここ3 年間では0 件です。ステップハウスについては、現在、要綱を作成するということです。

委員

ステップハウス入居者は、一定期間経過したあとは家賃を払って引き続き住めるようにしてはどうでしょうか。また別の場所にステップハウスを設けることができたらいいと思います。

委員

ステップハウスは固定されていない方が安全だと思います。西宮の市営住宅ではどこの空きが多いのですか。

事務局

坂の上や、交通の便のよくないところは比較的空きがあります。

会長

優先枠については、他市町の例を見ながらご検討ください。

連携について意見が出ていましたが、広域連携、兵庫県との連携についてどうなっていますか。

事務局

阪神間の連携はありません。広域連携も事実上、行われていません。県とは研修等で連携しています。

会長

西宮市民の相談先が西宮市内であるとは限りません。逃げて行った先の他市町で相談する可能性もありますから、近隣他市町と広く連携してどこでも安心して相談いただけるようにすることが大切だと思います。宝塚市、伊丹市、芦屋市のDV対策基本計画には広域連携のことが書いてありますので西宮も足並みをそろえた方がいいと思います。

委員

基本目標のうしろに推進体制についての文言が入ると、計画の進捗チェックや職員の研修について入れられるのではないかと思います。

会長

推進については第4章に書かれていますが、基本目標の計画のなかに入れてはどうかというご提案ですか。

事務局

第4章は行政がこの計画をどのように推進していくかということに重点を置いて書いています。広域連携が被害者支援に必要なならば、他市町との連携も計画に盛り込みたいと思います。

委員

ネットワーク会議については盛り込まれていますか。

事務局

いまあるネットワーク会議は、参加している担当課も非常に少ないので改編したいと思っています。

委員

推進体制のところには評価ばかり書いてあって、今後のことについて書かれていません。

委員

自助グループの当事者の方から意見を聞く機会を設けてください。

会長

支援者の資質向上のところは、当事者からの意見等を聴取する機会を設けるということを記載してください。

委員

第4章の、最初の文章が、5行にわたって一文となっています。長すぎて読みづらいので校正してください。また、計画の進捗状況、推進状況とありますが、どちらかに統一してください。

会長

事務局にて表現等検討願います。

委員

第3章の「2 保健・医療関係者による早期発見・通報」、一番下の表ですが、地域保健グループで把握したDV被害者数は女性だけですか、それとも子どもも含んでいるのでしょうか。

委員

同じ箇所、図表「養育支援ネットによる医療機関等からの情報提供件数」で、「親の育児性」という言葉がありますが、育児性というのはどういう意味でしょうか。

会長

育児性というのは、これまで父性、母性といっていたものです。父性、母性とは子どもを育てる性（さが）のことですが、父親らしい、母親らしいといったことを意味すると誤解を与えかねないということで、育児性、親性という言葉を使う傾向にあります。

委員

同じ箇所、本文中に「緊急現場では傷病者の了解のもと」とありますが、はたして緊急時に了解が必要でしょうか。緊急時の対応についてももう少し検討ください。

会長

文言については事務局にて検討ください。

図表「医療機関からの婦人相談窓口紹介による相談受付件数」や、「女性のための相談室のDV相談のうち、医療機関からの紹介による相談受付件数」の数は必要ですか。これだけしか把握していないのかと取られかねません。表を正確に見るのは案外難しいと思います。

委員

表すべてに「西宮市資料」と書いてありますが、タイトルに一度書けばよいと思います。市民意識調査の資料であれば、その旨表記ください。一度検討ください。

事務局

検討いたします。

委員

附表として付けている相談窓口一覧ですが、電話番号も載せてください。また、社会福祉協議会の心配ごと相談が入っていますが、この位置でいいのでしょうか。

委員

社会福祉協議会の心配ごと相談は DV 専門の相談窓口ではありません。

会長

市の窓口、関連団体の窓口を分けるかどうかについては事務局で検討ください。

委員

市の組織名がグループから課に変わると聞いていますが。

事務局

グループから課へ名称変更される予定ですが、現在の名称でしか計画に載せることはできません。

会長

基本計画の基本的な考え方のなかに、子どもに対しては児童虐待であるという文言を入れていただきたいと思います。

事務局

ご意見を参考に検討いたします。ご意見がありましたら、10月21日までにお寄せください。

(終了)